

御所市新教育大綱策定支援業務委託仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、御所市新教育大綱策定業務委託に適用する事項を示すものである。

第2条（目的）

御所市では「みんなで育む御所のみらい」として令和4年3月に御所市教育大綱を改訂し、間もなく計画期間が終了する。一方、人口減少・少子化・核家族化の進展等、本市を取り巻く社会環境は厳しく変動しており、こうした社会動向を踏まえつつ新たに総合計画及び総合戦略、新しい学校づくり基本計画が策定されたことに鑑み、現行御所市教育大綱を見直し、御所市新教育大綱（以降、「新大綱」と称する）を策定する。

本業務は令和8年度教育大綱策定に向けた調査・分析及び大綱策定を目的として実施するものである。本業務にあたっては、アンケート調査及びワークショップの開催により得られた意見やデータ等を活用しながら、本市の現状分析等を行い、大綱の策定を総合的に支援する。また、御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本計画に基づいた取組や義務教育校への移行、部活動の地域移行等の課題を含め、御所市の教育や学術、文化の振興について、目指すべき基本理念や基本目標を定めた大綱の策定を行うものとする。

第3条（対象範囲）

本市における地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月1日）に基づき策定する教育に係る事項

第4条（履行期間）

業務契約締結日～令和9年3月31日

第5条（準拠法令等）

乙は最新の関係法令等を遵守し、法令等に適合した内容としなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日 政令第16号）
- (3) 地方自治法施行規則（昭和22年5月3日 内務省令第29号）
- (4) 新学習指導要領（平成29年・30年告示）
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成27年4月1日）
- (7) 第3期奈良県教育振興大綱
- (8) 御所市第6次御所市総合計画
- (9) 御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (10) 御所市教育大綱（第2期）
- (11) 御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本方針
- (12) 御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本計画

- (13) 令和 8 年度 学校教育の指導方針
- (14) 御所市学校教育ビジョン
- (15) その他本業務に関係する法令及び通達等

第 6 条（管理技術者等）

本業務を遂行するにあたって御所市（以降「甲」と称する）が発注する本業務の趣旨を受託者（以降「乙」と称する）は、甲の意図及び目的を十分に理解した上で実績ある者を配置しなければならない。かつ 3 か月以上雇用している者を定めること。また、資格を有する場合は証明する書面の写し及び雇用関係を証明する書面（雇用契約書等）の写しを併せて提出すること。

第 7 条（提出書類）

乙は本業務の実施にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届及び資格証明書、雇用関係証明書
- (3) 業務実施計画書、工程表
- (4) 当市の業務委託等競争入札等参加資格がない場合は、印鑑証明書、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）、納税証明書

第 8 条（資料等の提供と返還）

- (1) 甲は、乙の要請に基づき、本件業務の遂行に必要な各種の資料、機器、情報等（以下総称して「資料等」という）を無償で乙に提供する。
- (2) 乙は、甲から提供された資料等を前提としこれに依拠して本件業務を遂行するものであり、資料等の正確性・網羅性について検証する義務を負わないものとする。
- (3) 乙は、資料等について、善良なる管理者の注意をもって使用、保管および管理し、本契約の目的以外のために使用してはならない。
- (4) 乙は、本契約の終了等により資料等が不要となった場合または甲が資料等の返還を要請した場合、資料等を速やかに甲に返還する。ただし、乙の法令遵守および業務管理上必要とされる保管を妨げない。

第 9 条（再委託の原則禁止）

本契約を再委託することを原則禁止する。乙が止むを得ず第三者に一部に限り再委託を行う場合は事前に再委託の内容・理由・再委託先等を書面に記載の上、甲に申請して承諾されなければこれを行うことはできない。また、再委託のものについても契約書、本委託仕様書、指示等の内容を遵守させ、最終的な責任は本契約の受託者である乙に帰属するものとする。

第 10 条（機密保持）

乙は、本件業務の遂行過程で甲から提供もしくは開示を受け、または業務遂行上知り得た営業上もしくは技術上の情報のうち、次の各号に掲げる以外のもの（以下「秘密情報」という）を秘密として保持し、事前に甲の承諾なしに、第三者（第 10 条に基づく再委託先を除く）に開示または漏洩してはならず、かつ本契約の目的以外のために使用してはならない。

- ① 乙が知り得た時点で既に公知であった情報

- ② 乙が知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報
- ③ 乙が知り得た時点で本契約に違反すること無しに既に保有していた情報
- ④ 乙が本契約に違反すること無しに、または本契約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づき独自に入手または開発した情報
- ⑤ 乙が第三者から適法に入手した情報

第11条（検査）

乙は完了検査として甲が実施する成果品の完了検査を受け、完了検査の合格をもって業務を完了する。

第12条（疑義）

本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、甲と乙が協議し、甲の指示を受ける。

第2章 業務内容

（1）調査・分析

①市の現況・分析

新大綱の策定にあたりこれまでの現行大綱にもとづく教育施策の振り返りや本市の概況について調査・分析を実施すること。

②市民アンケート調査の集計・分析

教育に関する市民の意向や要望、施策の評価・満足度、教育に係る意欲等を把握し、大綱に反映するため市民アンケートを実施する。なお、アンケート調査票の企画作成・印刷・配布（宛名ラベルの貼付）・回収・集計・結果分析は受託者が実施する。

○調査対象者：市内在住の男女

○標本数：2,500世帯（宛先のラベルシールは市から提供）

○調査方法：郵送による配布・回収（郵送費については市負担）

○「学校教育」等については、令和7年度に実施したアンケート結果（御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本計画）を活用し、「社会教育」等に絞って実施することも可能とする。（新たに学校教育・社会教育等に関するアンケート調査の実施を含む）

○回答は郵送及びweb方式を想定する。

（2）市民（教職員）意見の把握

市民（教職員）向けのワークショップ内容の企画・提案を行う。またワークショップに参加し出された意見等のとりまとめを行い、本市の大綱に反映する。

○ワークショップの開催数：市民（教職員）向け2回

（3）新大綱の策定

調査・分析及び市民意見の反映を踏まえ、令和9年度からスタートさせる新大綱策定の素案作成及び既存資料をもとにアクションプラン（進捗確認シート）の作成を実施する。

（4）パブリックコメントの支援

市民意見の聴取のために実施するパブリックコメントに必要な資料作成を行うとともに、

市民から提出から提出された意見・提案等を整理し、次期大綱に反映する。

(5) 検討会議運営支援

新大綱策定過程では検討会議を2回程度開催する想定であるが、その資料作成を行うとともに、会議での意見を踏まえ次期大綱に反映する。

(6) とりまとめ

本業務の成果としての新大綱をとりまとめ、成果物の納品を行う。

(7) 打合せ協議

初回、中間、最終協議とするが、中間協議については業務進捗に応じて適宜実施する。

(8) 成果品

- | | |
|---|-------|
| ・調査・分析資料 | 1部 |
| ・御所市新教育大綱（12ページ程度） | 1部 |
| ・打合せ記録簿 | 1式 |
| ・アクションプラン（進捗確認シート）の体系図 | 1式 |
| ・点検のための評価表 | 1式 |
| ・その他必要とされる資料 | 1式 |
| ・上記電子データ | CD 1枚 |
| ・上記印刷物は、正副各1部としA4ないしA3用紙に印刷（体裁は問わない）する。 | |